

新型コロナウイルス感染症に関する支援制度

■国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免

- ▶**対象者** 新型コロナウイルス感染症の影響で、主たる生計維持者が死亡した、または重篤な傷病を負った場合や、主たる生計維持者の事業収入などが前年より30%以上減少する見込みで前年の合計所得が1,000万円以下などの要件に該当すると見込まれる世帯。
- ▶**減免期間** 2年2月1日～3年3月31日の間に納期限のあるもの。
- ▶**減免割合** 主たる生計維持者の前年所得などに応じて異なります。
- ▶**申請期限** 3年3月31日
- ▶**申請方法** 申請書に必要な書類を添えて、市役所市民課または行政局市民係へ提出してください。
- ▶**その他** 上記に該当しない場合でも、主たる生計維持者の事業収入などが前年同期と比較して20%以上減少している世帯に属する被保険者は、後期高齢者医療保険料の徴収猶予を受けられる場合があります。詳しい内容は、お問い合わせください。

■傷病手当金の支給（国民健康保険、後期高齢者医療）

- ▶**対象者** 給与の支払いを受けている被保険者で新型コロナウイルスに感染もしくは感染が疑われる方。
- ▶**支給日数** 感染もしくは感染疑いにより、就労できなくなった日数。ただし、就労ができなくなった日から3日間を除く。支給日数は、最长で1年6カ月まで。
- ▶**支給額** 1日あたりの支給額（直近の連続した3カ月間の給与収入額の合計額 ÷ 就労日数）× 2/3 × 支給対象となる日数。なお、1日あたりの支給額に上限があります。
- ▶**対象期間** 9月30日までに傷病手当金の支給が始まるものに限りです。
- ▶**申請方法** 申請書に必要な書類を添えて、市役所市民課または行政局市民係へ提出してください。詳しい内容は、お問い合わせください。

国民健康保険に関すること ▶ 問市民部 市民課 ☎82-1112

後期高齢者医療に関すること ▶ 問市民部 市民課 ☎82-1112

福島県後期高齢者医療広域連合 ☎024-563-3310

敬老会中止のお知らせ

2年度の敬老会は、新型コロナウイルス感染拡大防止と敬老者の皆さんの健康と安全の確保を第一に考え、開催を中止します。

なお、敬老祝金、敬老記念品、米寿賀寿・記念品は、次のとおり贈呈します。

●敬老祝金

口座振込により支給します。対象者へは、8月中旬に「口座振込依頼書」を郵送します。（1年以上、市に住所を有する方が対象です。）

対象者	祝金の額
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日生まれの方	30,000円
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生まれの方	20,000円
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生まれの方	10,000円

●敬老記念品、米寿賀寿・記念品

記念品配布と米寿賀寿・記念品贈呈の案内状を9月初めに郵送します。詳しくは市政だより9月号と案内状をご確認ください。

項目	対象者
敬老記念品	昭和21年4月1日以前に生まれた方
米寿賀寿・記念品	昭和7年4月2日～昭和8年4月1日生まれの方

問保健福祉部 高齢福祉課 ☎82-1115
各行政局 市民係

新型コロナウイルス感染症対策補正予算 総額3億701万円

新型コロナウイルス感染拡大の防止や市民生活の支援を早急に行うため、一般会計補正予算の専決処分を行い、直ちに取り組むことにしましたので、お知らせします。
本来の補正予算は、議会の議決を要しますが、早急に対策を行う必要があるため、専決処分を行いました。専決処分の補正予算は、次回の議会に報告し、その承認を求める予定です。

●主な補正予算の内容

事業名	概要	金額
事業者感染拡大防止支援事業	民間事業者が取り組んでいる感染症拡大防止のための費用の一部（上限5万円）を助成	3,500万円
新生児応援特別給付金事業	特別定額給付金の給付対象にならなかった新生児（4月28日以降の出生児）に対し給付金（10万円）を支給	2,000万円
学校再開環境整備事業	感染症対策を徹底しながら、子どもたちの学習を支援するための教育環境整備（電子黒板、デジタル教科書購入など）	5,690万円
発熱外来設置事業	院内感染を防ぐため、たむら市民病院に発熱外来を設置し、初期診断を行う	1,417万円
公共施設サーモグラフィカメラ整備事業	観光施設などにサーモグラフィ熱検知システムを導入し、観光客や各種イベント来場者の感染防止を図る	450万円

問総務部 財政課 ☎81-2118

2年度 国民健康保険税が決まりました

国民健康保険は、病気やケガなどの場合の医療費を、加入者が所得などに応じて保険料を出し合うとともに、医療費が高額になった場合や低所得者の保険料を軽減する場合などに、公費を投じて保険給付をする制度です。平成30年度から県と市が共同保険者として運営しています。

●国民健康保険税の割合等について

国民健康保険税は下表の3種類（所得割・均等割・平等割）から算定され、限度額が設けられています。2年度の税率は、後期高齢者支援金分について引き上げとなりました。

区分	【基礎課税分】		【介護分】 ※40歳～ 64歳まで	合計
	【医療分】	【後期高齢者支援金分】		
所得割 (被保険者の前年所得に応じた額)	7.30%	2.00% → 2.40%	1.80%	11.50%
均等割 (被保険者1人当たりの額)	24,000円	6,600円 → 7,900円	8,400円	40,300円
平等割 (1世帯ごとの額)	21,000円	5,700円 → 6,200円	6,100円	33,300円
限度額 (2年度の賦課最高税額)	630,000円	190,000円	170,000円	990,000円

(限度額は医療分、介護分が引き上げとなりました。)

●低所得に係る軽減について

世帯主と被保険者の昨年の所得の合計が、次に該当する場合は、「均等割」と「平等割」が軽減されます。申請は不要ですが、未申告者がいる場合は、所得の算定ができないため、軽減となりません。

- (1) 7割軽減・・・総所得金額が330,000円以下
- (2) 5割軽減・・・総所得金額が(285,000円 × 加入者等の数) + 330,000円以下
- (3) 2割軽減・・・総所得金額が(520,000円 × 加入者等の数) + 330,000円以下

●保険税の納付は口座振替が便利です

保険税の納付を口座振替にすれば、納め忘れの心配がなくなります。引き落としを希望する金融機関で手続きをお願いします。

問市民部 市民課 ☎82-1112